

強制徴収手続の法的根拠

■ 督 促 ……国民年金のみ「できる」規定

国 税	国税通則法第37条 完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促し なければならない 。(50日以内)
地方税	地方税法（税目ごと） 税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、…の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を發し なければならない 。
国民年金	国民年金法第96条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することが できる 。
厚生年金	厚生年金保険法第86条1項 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促し なければならない 。…
健康保険	健康保険法第180条1項 保険料その他この法律の規定による徴収金（…）を滞納する者があるときは、保険者等（…）は、期限を指定して、これを督促し なければならない 。
労働保険	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条1項 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促し なければならない

■ 延滞金 ……税は「義務」、社保は「督促したとき」

国 税	国税通則法第60条 納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付し なければならない 。
地方税	地方税法（税目ごと） ……税の納税者又は特別徴収義務者は、…年14.6パーセント（…）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入し なければならない 。
国民年金	国民年金法第97条1項 前条第一項の規定によつて 督促をしたとき は、…年14.6パーセント（…）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。
厚生年金	厚生年金保険法第87条 …… 督促をしたとき は、厚生労働大臣は…年14.6パーセント（…）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。…
健康保険	健康保険法第181条1項 …… 督促をしたとき は、保険者等は、…年14.6パーセント（…）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。
労働保険	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条1項 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を 督促したとき は…年14.6パーセント（…）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

■滞納処分 ……税は「義務」、社保は「国税にならない」「できる」規定

国 税	<p>国税徴収法第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければなら ない。…</p>
地方税	<p>地方税法（税目ごと） …滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、…の徴税吏員は…地方団体の徴収金につき、滞 納者の財産を差し押さえなければならない。</p>
国民年金	<p>国民年金法第96条4項 厚生労働大臣は…徴収金を納付しないときは、<u>国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者 の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。</u></p>
厚生年金	<p>厚生年金保険法第86条5項 厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>国税滞納処分の例に よつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（…）に対し て、その処分を請求することができる。</u></p>
健康保険	<p>健康保険法第180条4項 保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>国税滞納処分の例によつ てこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（…）に対して、そ の処分を請求することができる。</u></p>
労働保険	<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条1項 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定に よる徴収金を納付しないときは、政府は、<u>国税滞納処分の例によつて、これを処分する。</u></p>

■滞納処分に関する財務大臣への権限委任 ……「できる」規定だが、実績なし

国税・地方税	——
国民年金	<p>国民年金法第109条の5 厚生労働大臣は…納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその<u>財産について隠 ぺいしているおそれがあること</u>その他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定に よる徴収金の効果的な徴収を行う上で<u>必要があると認めるとき</u>は、政令で定めるところにより、財務 大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る 滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することが<u>できる</u>。</p>
厚生年金	<p>厚生年金保険法第100条の5 厚生労働大臣は…納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその<u>財産について隠 ぺいしているおそれがあること</u>その他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定に よる徴収金の効果的な徴収を行う上で<u>必要があると認めるとき</u>は、政令で定めるところにより、財務 大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る 滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することが<u>できる</u>。</p>
健康保険	<p>健康保険法第204条の2 厚生労働大臣は、…納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその<u>財産について隠 ぺいしているおそれがあること</u>その他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定に よる徴収金（…）の効果的な徴収を行う上で<u>必要があると認めるとき</u>は、政令で定めるところによ り、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務 者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することが<u>できる</u>。</p>
労働保険	——